

2025 年 9 月 26 日

第一フロンティア生命保険株式会社

「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」

特約付加のお取扱い開始について

第一フロンティア生命保険株式会社（代表取締役社長：明石 衛）は、外貨建で積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）『プレミアプレゼント 4』（※¹）にご契約されたお客さまの「為替相場等を踏まえ、任意のタイミングで基本保険金額を円貨で確定させたい」というニーズにお応えするため、「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」（※²）特約付加のお取扱いを開始いたします。

また、お客さまの利便性向上を目的として、お客さまサービスセンターでのお手続きに加え、第一フロンティア生命マイページでのお手続きを下記の通り開始いたします。

※¹ 販売名称は取扱金融機関により異なる場合があります。

※² 本特約の概要については別紙1をご覧ください。

記

■お手続き開始日

2025 年 10 月 1 日（水）

■お客さまサービスセンターでのお手続き

受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

フリーダイヤル：0120-876-126

■第一フロンティア生命マイページご利用可能時間

利用時間：月曜日～土曜日 8:00～24:00、日曜日 8:00～20:00

■ご留意事項

特約付加のお申込みにあたっては「ご契約のしおり・約款」に記載の円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）条項※³をご確認の上、お手続きください。

※³ 契約日が 2025 年 3 月 31 日以前のお客さまについては、「ご契約のしおり・約款」に当該特約条項が記載されておらず、別紙2の特約条項をご覧ください。

以上

（登）B25F5187 (2025.09.24)

■（ご参考）第一フロンティア生命マイページの画面イメージ

○円貨建終身保険移行特約付加の申込み画面－メニュー選択画面

<スマートフォン>



<PC>



○円貨建終身保険移行特約付加の申込み画面－契約選択画面

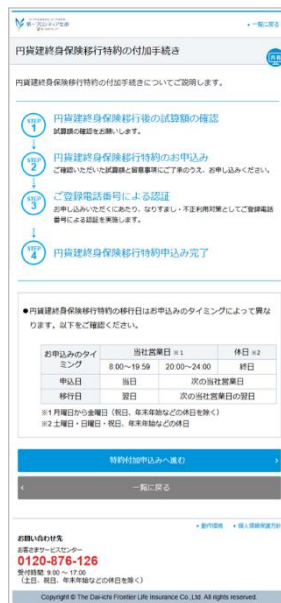
<スマートフォン>



<PC>



<スマートフォン>




 株式会社フlier生命
 Flier Life Insurance Co., Ltd.

[一覧に戻る](#)

円貨建終身保険移行特約の付加手続き

円貨建終身保険移行特約の付加手続きについてご説明します。

円貨建終身保険移行後の試算額の確認

試算額の確認をお願いします。

円貨建終身保険移行特約のお申込み

ご確認いただいた試算額と振替書類にて了案のうえ、お申し込みください。

ご登録電話番号による認証

お申し込みいただくにあたり、なりすまし・不正利用対策としてご登録電話番号による認証を実施します。

円貨建終身保険移行特約申込み完了

●円貨建終身保険移行特約の移行日はお申込みのタイミングによって異なります。以下をご確認ください。

お申込みの タイミング	当社営業日 #1		休日 #2
	8:00～19:59	20:00～24:00	終日
申込み	当日	次の当社営業日	
移行日	翌日	次の当社営業日の翌日	

#1 月曜日から金曜日（祝日、年末年始などの休日を除く）

#2 土曜日・日曜日・祝日、年末年始などの休日

[一覧に戻る](#)

[特約付加申込み進む](#)

[▶ 動画視聴](#)
[▶ 個人情報保護方針](#)

お問い合わせ先

お客さまサービスセンター

0120-876-126

受付時間 9:00 ～ 17:00

（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

Copyright © The Dai-ichi Frier Life Insurance Co., Ltd. All rights reserved.

別紙 1

■円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）の概要

- ・この特約は主契約の指定通貨が外貨の場合に付加できる特約で、この特約を付加することにより、主契約を円貨建の終身保険に移行することができます。
- ・この特約を付加できる時期は以下のとおりで、保障抑制期間によって異なります。なお、「年金支払移行特約」が付加されている場合や移行後基本保険金額が 100 万円に満たない場合は付加できません。

<保障抑制期間 9 か月・10 か月の場合>

契約日から起算して 1 年が経過した日以後

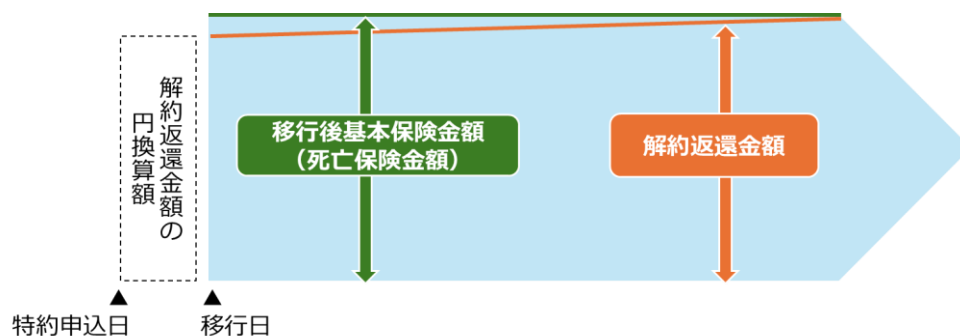
<保障抑制期間 3 年・5 年の場合>

保障抑制期間が経過した日以後

- ・移行後基本保険金額は移行日（特約申込日の翌日）に特約申込日の解約返還金額の円換算額※1をもとに、移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。なお、移行後基本保険金額は、多くの場合、特約申込日における移行前の基本保険金額の円換算額を下回ります。
- ・円貨への換算に適用する為替レートは、特約申込日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
- ・移行後の解約返還金額には、市場価格調整を行わず、解約控除もかかりません。
- ・移行後基本保険金額の減額を取り扱います。ただし、減額後の移行後基本保険金額が 100 万円以上であることが必要です。

※1 解約返還金額は市場価格調整および解約控除を加味した金額となります。

【しくみ図（イメージ）】保険契約の型が死亡保障型の場合



■特約付加対象商品（2025 年 9 月現在）

- ・プレミアプレゼント 4
- ・安心ひこうせん 4
- ・新プレミアギフト M 4
- ・絆を紡ぐ終身保険
- ・第一フロンティア終身保険（円建/外貨建）※ ※2024 年 12 月 2 日以降ご契約分に限る
- ・四国の絆 4

■本特約および付加対象主契約のリスクについて



- ・この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、解約・減額する際に解約控除がかかることなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・指定通貨が外貨の場合、この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■本特約および付加対象主契約の費用について

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①積立利率保証期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、②通貨の換算にかかる費用、③「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用、④円貨建の終身保険に移行する場合の移行日以後の費用、⑤特約年金支払開始日以後の費用、⑥ご契約の解約などの際の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①のほか、②から⑥までのうち必要な費用を合算した額となります。

① 積立利率保証期間中の費用

積立利率保証期間中、積立金からご契約の締結に必要な費用および保険金を支払うための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

② 通貨の換算にかかる費用

指定通貨が外貨の場合、以下の特約により、保険料、保険金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約	為替手数料（1 通貨単位あたり）
「保険料円貨入金特約」	50 銭
「保険料外貨入金特約」	払込通貨から円貨に換算するときに 25 銭、 円貨から指定通貨に換算するときに 25 銭
「円貨支払特約」	50 銭
「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」 における保険金の支払額の円貨への換算（※1）	50 銭
「円貨建終身保険移行特約 （死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」	50 銭

※1 円貨最低保証額を支払う場合にはこの為替手数料はかかりません。

③ 「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合の費用

「保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約」を付加した場合、保障抑制期間中、積立金から保障抑制期間中の保険金の支払額を円貨で最低保証するための費用を控除します。

* 上記の費用は、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

④ 円貨建の終身保険に移行する場合の移行日以後の費用

「円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）」を付加して円貨建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

* 上記の費用は、移行日の年齢・性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

⑤ 特約年金支払開始日以後の費用

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金支払期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※2)	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる特約年金額に対して 1.0% (円貨の場合は最大 0.35%)	特約年金支払開始日以後、 特約年金支払日に控除します。

※2 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費（年金管理費）は 2025 年 4 月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

⑥ ご契約の解約などの際の費用

ご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
解約控除	ご契約の解約などの際に必要な費用です。	この保険の一時払保険料 (※3) に経過年数に応じた解約控除率 (※4) を乗じた金額	ご契約の解約などの際に控除します。

※3 基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※4 解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。なお、契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

■指定通貨が米ドルの場合

経過年数		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満
積立利率	10 年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
保証期間	30 年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%

■指定通貨が豪ドルの場合

経過年数		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満
積立利率	10 年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%
保証期間	20 年	5.5%	5.0%	4.4%	3.9%	3.3%	2.8%	2.2%	1.7%	1.1%	0.6%

■指定通貨が円の場合

経過年数		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満
積立利率	15 年	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%
保証期間	30 年	2.5%	2.3%	2.0%	1.8%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.5%	0.3%

商品全般の内容については、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

(登) B25F5187 (2025.09.24)

別紙 2

円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）条項 目次

この特約の概要

第 1 条 特約の締結

第 2 条 主契約の円貨建の終身保険への移行

第 3 条 移行後基本保険金額

第 4 条 移行日以後の取扱

第 5 条 特約の解約

第 6 条 特約の消滅とみなす場合

第 7 条 年齢の計算

第 8 条 主約款の規定の準用

円貨建終身保険移行特約（死亡保障型／死亡・認知症介護保障型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を円貨建の終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第 1 条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（主契約の円貨建の終身保険への移行）

第 2 条 この特約を付加した主契約は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日（以下「特約申込日」といいます。）の翌日（以下「移行日」といいます。）に円貨建の終身保険に移行します。

2. 円貨建の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

（移行後基本保険金額）

第 3 条 会社は、移行日に、会社の定める方法により、第 3 項に定める円換算解約返還金額をもとに、移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第 7 条（年齢の計算）の規定により定める移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

2. 会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

3. 円換算解約返還金額は、特約申込日における主契約の解約返還金額を特約申込日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、会社所定の為替レートは、特約申込日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1 日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

4. 移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する円換算解約返還金額を保険契約者に支払います。

5. 移行後基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、第 1 条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

（移行日以後の取扱）

（登）B25F5187 (2025.09.24)

第4条 第2条(主契約の円貨建の終身保険への移行)の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。ただし、主契約の保険契約の型が死亡保障型の場合、本項第3号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。
- (2) 死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額は被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額とします。
- (3) 認知症介護保険金の支払事由は、被保険者が主契約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、主約款に定める認知症と診断確定されたときまたは主約款に定める要介護状態に該当したときとし、認知症介護保険金額は被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の移行後基本保険金額とします。
- (4) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額(死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。)とします。
 - (イ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。
- (5) 認知症介護保険金の免責事由に該当した場合で、認知症介護保険金を削減したときの支払額は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の責任準備金額を下回らないこととします。
- (6) 解約返還金額は経過に応じて計算します。

2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

- (1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
- (2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
- (3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第6号の規定に準じて計算した金額とします。
- (4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行われたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
- (5) 主約款の保険金の受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

3. 第2条の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

- (1) 保障抑制期間に関する規定
- (2) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
- (3) 基本保険金額に関する規定
- (4) 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱の規定

(特約の解約)

第5条 この特約のみの解約はできません。

(特約の消滅とみなす場合)

第6条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(年齢の計算)

第7条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎ

のとおりとします。

- (1) 移行日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、移行日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 移行日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、移行日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

商品全般の内容については、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。